

2025年4月11日

一般社団法人日本建設あと施工アンカー協会

あと施工アンカー工事技能者の能力評価基準の策定についてのお知らせ

平素より、一般社団法人日本建設あと施工アンカー協会の活動に対し、ご理解、ご支援を賜りありがとうございます。

さて、当協会ではあと施工アンカー工事に従事する技能者の適切な技能・経験の評価のため、建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号（<https://www.mlit.go.jp/common/001286201.pdf>））に基づき、建設キャリアアップシステムのレベル認定におけるあと施工アンカー分野の能力評価基準の検討を進めてまいりました。

現在、あと施工アンカー工事の技能や知識に係る資格制度は、当協会が実施するものの他、あと施工アンカー工事協同組合（以下「組合」という）が実施するものがあります。

この度、能力評価基準の策定にあたり国土交通省より、それぞれの資格制度により認定を受けた技能者が適切に評価されるものとなるよう、**協会と組合の資格間に差異がある部分については、その知識や技能の補充を行うことによる能力評価基準の統一について協力依頼**がありました。

そこで当協会は、能力評価が技能者の処遇改善という目的に照らし、さらにあと施工アンカー工事業の持続可能な発展のため、前述の協力依頼に基づき協会と組合の資格間に差異がある部分について、**その知識や技能の補充を行うことにより、組合の資格保有者を協会の資格に受け入れることで組合と合意**しました。これにより前述の能力評価基準に基づくあと施工アンカー工事に従事する全ての技能者が適切な能力評価を受けられるようになります。

なお、受け入れの時期、方法等については、組合と協議を進めております。詳細が決まり次第協会および組合のホームページにてご案内いたします。

何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。